

令和7年（ネ）3743号 自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件
控訴人兼被控訴人（一審原告） サファリ・ダイヤモンド・ヘイダーほか1名
被控訴人兼控訴人（一審被告） 国

控訴審第5準備書面

2026年5月8日

東京高等裁判所第12民事部E3係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士	浦 城 知 子
同	岡 本 翔 太
同	小 川 隆 太 郎
同	駒 井 知 会
同	鈴 木 雅 子
同	高 田 俊 亮

本準備書面においては、一審原告サファリの収容1は、仮放免の条件違反を理由としたものではないこと、及び、同人の精神的損傷が現在に至るまで続いていることについて述べる。

第1 一審原告サファリの収容1は、条件違反を理由としたものではないこと

1 一審被告の主張

一審被告は、一審原告サファリは、「仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった」（控訴理由書41頁）、「仮放免期間中に接客

等の業務に従事していたことが判明し、仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった」（答弁書18頁）と主張している。

しかしながら、一審被告の主張は、入管法55条1項の規定と整合せず、明らかな誤りであって、結局のところ、一審原告サファリの収容1が開始された理由は不明であり、恣意的と評価するほかない。

以下詳述する。

2 入管法55条1項によれば、仮放免の条件違反がある場合、仮放免を取り消すことが求められていること

入管法55条1項は、「入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免された者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由がなくて呼出しに応ぜず、その他仮放免に付された条件に違反したときは、仮放免を取り消すことができる。」と規定する。

この規定の意味について、法務省入国管理局の幹部（当時）によって執筆された、「出入国管理及び難民認定法逐条解説改訂第三版」（坂中英徳＝齋藤利男著、日本加除出版）によれば、『「入国者収容所長又は主任審査官は、・・・仮放免を取り消すことができる』とあるが、これは入国者収容所長等の裁量に委ねる趣旨を定めたものではなく、入国収容所長等の仮放免の取消しの権限について規定したものである。入国者収容所長等は・・・取消しの事由に該当すると認めるときは、仮放免を取り消さなければならないと解される。」（甲A90・667～668頁）。

一審被告の主張及び一審被告の令和8年3月6日付「求釈明に対する回答書」（以下、「求釈明回答書」という。）によれば、一審原告サファリの収容1の開始までに、仮放免の条件「(5) その他」として、「職業又は報酬を受ける活動に従事できない。」との条件が追記されているところ、一審被告の主張によると、一審原告サファリは、この「仮放免の条件違反を理由として仮放

免期間の延長が認められなかった」ということになる。しかしながら、入管法55条1項にしたがえば、仮放免の条件違反があれば、仮放免は取り消されなければならないのであるから、「仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった」との一審被告の主張は、事実と異なるというほかない。

3 一審原告サファリの收容1の開始理由は不明であり、「恣意的」と評価するほかないこと

(1) 一審被告が、これまで、一審原告サファリが「仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった」と主張しつつ、その証拠としては、收容1の開始当時存在していなかった、一審原告サファリの陳述書や尋問調書しか挙げていないことはこれまでも指摘したとおりである。このような立証しか一審被告ができないのも、一審原告サファリの收容1の收容理由が、実際は仮放免の条件違反ではなかったことの結果として、「仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった」ことを支え得る、收容1の開始時まで存在した証拠がないからと考えるのが自然である（もともと、一審原告サファリの陳述書や尋問調書も、かかる一審被告の主張を立証するものとはなり得ないことも繰り返し述べたとおりである）。

実際、一審原告サファリは、労働の対価／報酬を受け取ることなく、自らが事務所の脇に住まわせてもらっている友人経営の中古タイヤ店に、店員の他行中に人が入って来た場合に「買うなら店員（若しくは社長）が戻って来てからにして下さい」と応対等することについて、念のために入管職員に相談し、「置いてもらってるんだから手伝ってもいいけれども給料をもらってはいけない」との助言を得て、助言通り行ってきたものである。その結果、一審原告サファリは、2010年12月6日～2016年6月8日まで、1～2か月に一度、仮放免延長手続に東京入管に通い続け、そのたびに職員の

面接を受けていたが、ただの一度も「職業又は報酬を受ける活動に従事」していると職員に咎められたことはなかった。また、東京入管職員は、一審原告サファリが東京入管の許可を得て暮らしていた中古タイヤ店に繰り返し訪れているが、ただの一度も、「職業又は報酬を受ける活動に従事」していると一審原告サファリを咎めたこともなかった。

なお、一審被告は、「一審原告サファリ収容に先立ち、仮放免期間の延長申請をしたが、一審原告サファリが仮放免中に中古車販売店に住み込み、接客等の業務に従事していたことが判明し、仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった」と下線を引いてまで主張し（一審被告控訴理由書41頁）、あたかも、「住み込み」や「接客等の業務に従事」が仮放免の条件違反であるように主張していたが、求釈明回答書で明らかになったとおり、仮放免の条件として従事できないとされていたのは「職業又は報酬を受ける活動」であって、具体的に意味するところも判然としない「住み込み」や「接客等の業務」ではない（なお、一審被告サファリが「職業又は報酬を受ける活動」を行っていたと評価される余地がないことは、一審原告第3準備書面12～14頁参照）。

(2) 以上を踏まえれば、一審原告サファリが、2016年6月に収容された際、入管職員は、一審原告サファリに対して「入管の都合で」収容すると説明したことはこれまでも明らかにしてきたとおりであるところ（一審原告サファリ尋問調書4頁など）、一審被告は、それを取り繕い、理由があったように見せるために、あたかも条件違反が理由で仮放免期間を延長せず収容した、と事実と異なる主張を行っていたと考えざるを得ない。

結局のところ、一審原告サファリの収容1は、一審被告の主張に反して条件違反もない中で理由も不明のままに収容されたものであって、その収容は、まさに「恣意的」と評価するほかない。

(3) なお、一審被告は、求釈明回答書において、「仮放免許可書に就労禁止に

係る条件が記載されていない場合には当該被仮放免者の就労が禁止されないとの見解を前提とし・・・一審原告サファリ収容1が開始する前の仮放免許可による仮放免中における一審原告サファリの就労が不法就労に当たらない旨を主張することを念頭に置くものと解される」と記載しているが、この一審被告の憶測は誤っている。一審原告が求釈明を求めた理由は、「職業又は報酬を受ける活動に従事」という文言を確認し、一審原告サファリの行為はこれに当たらないことを上記のとおり明確にするためであり、その目的を達したものである。

むしろ、一審被告のその余の記載により、以下の不合理な点が明らかになった。一審被告は、「退去強制令書の発付を受け、在留資格を有さずに在留している外国人は、その在留自体が認められない以上、就労活動も認められないことは当然である。乙C第17号証に係る仮放免許可書において仮放免の条件として就労禁止条件が平成27年11月24日に付記されるまで記載されていなかったのは、就労活動の禁止が当然であり、当該仮放免許可の当時、これを仮放免の条件として仮放免許可書に殊更記載する必要がないと考えられていたからにすぎない。」と述べた。しかしながら、少なくとも平成27年11月に当該条件が付記されるまでは、就労活動の禁止は、仮放免に「必要な条件」（裏返せば、違反したら仮放免を取り消す理由）と考えられていなかったことが明らかである（仮放免が取り消されるのは、法55条1項の列挙事由のみであり、あらゆる法律違反が取消事由になるわけではない）。にもかかわらず、その必要性も不明なままに新たに条件、すなわち収容理由を付し、かつ、仮放免を取り消されていないことからすればその条件違反も認められないと解されるにもかかわらず、一審原告サファリは、突如、まさに「恣」に収容されたものである。

この点、原判決は、条件違反は認定せず、収容1から6年以上前に収容される以前の事情をとらえて、「原告サファリに逃亡や違法な在留活動のおそれ

がないとはいいい難」いとして、原告サファリの収容が必要不可欠であったとしている（原判決58, 59頁。かかる評価が不合理であることは、一審原告控訴理由書52～62頁参照）。このとおり、一審被告が主張する収容理由と、原判決が認定する収容理由が異なっているというのは異常と言わざるを得ず、理由すら不明確なまま人身の自由を剥奪することが可能な制度の異常性、恣意性を浮き彫りにしている。また、原判決が、収容1の正当化理由として、収容1から6年以上前に収容される以前の事情（当該収容後、一審原告サファリは収容1に先立つ仮放免許可を得ているが、仮に原判決のいうとおり、当該収容以前の事情から「収容が必要不可欠」であったのであれば、当該収容後に仮放免許可が出されたことと整合しない。）しか挙げられていないのも、収容1がその合理性や必要性を欠き、恣意的であったことを端的に示している。

第2 今も続く一審原告サファリの精神的損傷（一審被告による「恣意的拘禁」の爪痕は、今日まで一審原告サファリを苦しめ続けている）

1 2016年6月の恣意的収容後、一審原告サファリの収容は、以下の通り実施された。

2016年6月8日～2019年7月31日	収容1
2019年8月14日～2019年10月17日	収容2
2019年10月31日～2020年1月7日	収容3
2020年1月21日～2020年4月3日	収容4

かかる断続的な超長期収容の中で、一審原告サファリは、遅くとも2019年8月10日までには抑うつ状態に陥り（甲C2号証）、遅くとも201

9年10月26日までには鬱病を発症した（甲C4号証）。

2 超長期収容の後、短期仮放免と収容の繰り返しの過程で、まるで牛か馬のように「身体的自由」を否定され、玩具のように弄ばれた一審原告サファリは、その心身を極限まで痛めつけられた2020年4月3日に、仮放免許可を受けて以来、収容を免れて難民認定申請手続の結果を今日まで待ち続けている。しかし、2020年4月3日以降、今日に至るまでの期間中も、一審原告サファリが一審被告によって発症させられた鬱病は快復せず、一審原告サファリは、断続的に精神科医への通院と投薬治療を余儀なくされている。

2020年4月の仮放免以降も鬱病の諸症状に苦しめられ続けて来た一審原告サファリは、その容態悪化に耐えきれず、昨秋頃から現在まで継続的通院を余儀なくされているが（甲C11号証、甲C12号証の1、2）、2026年3月30日付け医師の診断書（甲C13号証）には以下のように記載されている。

「#うつ病

数十年前に時刻で受けた仕打ち（複数回のむち打ちの刑）があり、1991年に来日しました。2016年6月4日から入管収容され2019年8月に仮放免。その後、抑うつ気分、不眠、食欲不振、強い不安感により2019年8月10日に [] クリニックを受診。しかしその後も2019年8月14日から10月17日、2019年10月31日から2020年1月7日、2020年1月21日から4月3日の3度にわたり再収容となり、その後2020年4月3日以後は再度仮放免となっていた。抑うつ症状や不眠、疼痛に対し投薬を継続していますが、状況は不変。

繰り返す収容によるストレスが症状の遷延に影響している可能性が高いのではないかと考えます。以上御配慮いただけましたら幸いに存じます。

以下余白。」

3 収容が被収容者に与える影響は、解放されて解消するような単純なものではない。一審原告サファリは、一審被告による「超長期入管収容」及び「出したり入れたり気まぐれな繰り返し」（「出したり入れたり」のこの手法はどんな刑事罰にもない残虐さである）によってその精神を破壊され、収容下で「鬱病」発症を強いられた。

そして、2020年4月3日の解放以降、6年以上を経た現在も、「鬱病」に苦しんでいる。現時点で、今後の「鬱病」寛解の見通しはなく、一審原告サファリは、これからも死ぬ日まで「鬱病」に苦しんでいかなければならない可能性すらある。収容3と収容4しか違法性が認められず、その被害額を「60万円（及び遅延損害金）」とした判断は、国際人権法及び「人間存在自体にすべからず宿るはずの尊さ」を真っ向から否定するものと言わざるを得ない。

以 上